

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
総務部 総務課	12月31日	1月13日～ 2月28日	2月9日
総務部 人事課	12月31日	1月17日～ 2月28日	2月9日
総務部 市長公室	12月31日	1月13日～ 2月28日	2月9日
総務部 危機管理課	12月31日	1月13日～ 2月28日	2月10日
総務部 納税課	12月31日	1月20日～ 2月28日	2月10日
総務部 契約検査課	12月31日	1月20日～ 2月28日	2月15日
総務部 財政課	12月31日	1月20日～ 2月28日	2月15日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

総務部人事課

指摘事項

【支出事務】

○旅費の支払いを遅延したもの

令和4年度人事課予算のうち、人事総務管理事業及び派遣研修事業の旅費の支給について、令和4年12月末までに正当な理由もなく支払いを旅行日から2か月を超えて遅延しているものが5件あった。

旅費の支払遅延については、令和2年度定期監査で口頭注意、令和3年度定期監査で注意事項としているが改善されていない。

旅費の所管課であることに鑑みても、各課の模範となるよう抜本的な対策を講じた上で、今後は遅延することなく速やかに支給すること。